許可番号　０３１０４０８５３２２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　島根県出雲市塩冶有原町五丁目４４番地
氏　　名　　株式会社山興
　　代表取締役　北川　秀一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事　　平井　伸治

鳥取県知事印
西部総合事務所専用

許可の年月日　　令和　５年　７月　８日
許可の有効年月日　　令和１０年　７月　７日

１．事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	－
(2)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	－
(3)	紙くず	－
(4)	木くず	－
(5)	繊維くず	－
(6)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	－
(7)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	－
(8)	がれき類	－
・以上８品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・(2)、(6)、(7)及び(8)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・(2)、(6)及び(7)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。		

（備考）
・「－」は積替え保管ができないものを示す。
・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和　５年　７月　７日　更新許可

５．積替え許可の有無
鳥取市　　有　・　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　無